

高齢者・障害者・子育て世帯（以下「高齢者等」という。）の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する事業を公募し、国が選定した事業の実施に要する費用の一部を補助します。

## 一般部門

### 1. 提案事業の種類と補助率等

提案事業は、高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する先導的な内容のものであって、次の①から③に掲げる事業のいずれか又はこれらを組み合わせたものとします。

- ①住宅並びに高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する施設（建築設備を含む。）の整備（新築、取得又は改修）

#### 【補助率等】

- ・住宅及び高齢者の交流施設等の整備費（補助率：新築等1/10、改修2/3）
- ・設計費（補助率：2/3）

- ②高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に関する技術の検証（先導的な提案に係る居住実験・社会実験等）

#### 【補助率等】

- ・居住者実験、社会実験等の技術の検証に要する費用（補助率：2/3）

- ③高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に関する情報提供及び普及（展示用住宅の整備、展示用模型の作成、その他の情報提供及び普及）

#### 【補助率等】

- ・選定提案に係る情報提供及び普及に要する費用（補助率：2/3）

### 2. 提案事業の主な要件

次の①から③に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

- ① 先導的な高齢者等向けの住まいに関する技術・システム等の導入や高齢者等向けの生活支援・介護サービス、子育て支援サービス等が効率的・効果的に提供される住まいづくり・まちづくりに関する取組み等、高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する提案や創意工夫を含むものであること
- ② 公開等により、高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する住まいづくり・まちづくりの推進上効果が高めるための情報公開を行うものであること
- ③ 平成26年度中に事業に着手するものであること

## 特定部門

### 1. 提案事業の種類と補助率等

提案事業は、住宅関係者が医療や福祉関係者等との連携による推進体制のもと、既存住宅の改修工事、及び改修工事前後の居住者の健康状況の変化等に関する調査への連携・協力などにより、高齢者等の健康の維持・増進に資する住宅の普及を図るため、次の①及び②に掲げる事業を行うものとします。

- ①日常生活に必要な住生活空間における省エネルギー改修工事

#### 【補助率等】

- ・一定基準以上の省エネルギー性能にするための改修工事等に要する費用（補助率：1/2）
- ※補助の上限：100万円/戸（併せてバリアフリー改修工事を行う場合は120万円/戸）

- ②事業成果の情報提供及び普及啓発

#### 【補助率等】

- ・事業成果の情報提供及び普及啓発に要する費用（補助率：2/3）

### 2. 提案事業の主な要件

次の①から③に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

- ① 住宅の改修工事を実施する事業者（住宅改修事業者）又は住宅改修事業者を構成員として含む協議会等の団体が医療や福祉関係者等と連携体制を整備すること
- ② 住宅において日常生活に必要な住生活空間における省エネルギー改修工事を行い、一定基準以上の省エネルギー性能とすること
- ③ 次のイ及びロの取組みを行うこと
  - イ 改修工事前後の居住者の健康状況の変化等に関する調査に連携・協力すること
  - ロ 医療や福祉関係者等と連携して、改修工事による健康の維持・増進に資する効果に関して普及啓発に取り組むこと